

不活化ポリオワクチンの早期導入を求める意見書

急性灰白髄炎、いわゆるポリオは、ポリオウイルスの感染により引き起こされる急性ウイルス感染症である。

日本では2000年にポリオの根絶宣言が出されているが、世界的には東南アジアやアフリカにおいて今でも野生株ポリオウイルスの流行が続いており、ポリオワクチン接種率を高く保つことが重要である。

我が国では、ポリオ予防接種ワクチンとして経口生ワクチン（OPV）を使用しているが、ごく稀に、生ワクチンは接種後に手足に麻痺を起す事例が報告されており、100万接種あたり約1.4人の健康な乳児が麻痺などの後遺症に悩まされる被害が認定されている。

また、生ワクチンを接種した子から、免疫のない子や親への二次感染事例も生じている。

一方、生ワクチンの投与により100万人に数人の割合でポリオ患者が発生するというWHO（世界保健機構）の警告に基づき、先進諸国においては生ワクチンから不活化ワクチン（IPV）への切替えが進んでおり、不活化ワクチンを数億人以上が接種しているが、安全性と効果は確認されている。

政府は「可能な限り今秋におけるポリオワクチンの接種に不活化ポリオワクチン等を導入できるよう、努めてまいりたい」との見解を示しているが、生ワクチン由来による二次感染ポリオ麻痺の被害を防ぐために、不活化ワクチンへの切替えと導入を一刻も早く実現すべきである。

よって、国においては、速やかに次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 予防接種法を改正し、不活化ポリオワクチンの日本国内での早期導入を実現させること。
- 2 不活化ポリオワクチンの国内生産体制整備までの間、海外緊急輸入による対応を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月23日
佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣	野田佳彦	様
衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	平田健二	様
厚生労働大臣	小宮山洋子	様